



Q 毎日忙しいし、書くのが面倒なんですけど



A 各世帯には担当の調査員が伺いますが、どうしてもお留守になってしまう場合は、調査員が伺ったことをメモして残しておきます。ご都合のよろしい日時をお知らせください。
 「調査票の記入のしかた」は、項目ごとに色分けされています。また、記入例も多く掲載されており、思ったより難しくないとします。
 申し訳ございませんが、この調査が皆さんの生活にも結びついてくることをもう一度お考えいただき、ぜひご協力ください。



Q 勤務先や仕事を書きたくないのですが



A 産業や職業ごとに集計するために書いていただくものであり、調査票に記入されたことがらをそのまま使用することはありません。仕事の実態をとらえることで、適切な雇用・失業政策や高齢者雇用行政等に利用するためのデータとなりますので、この点をご理解いただき正確に記入していただくようお願いします。



Q 調査結果はいつからわかるの？



A 人口・世帯数の速報結果は、2005年の12月に発表します。そのほかの集計結果は、2006年以降、順次公表します。結果をまとめた報告書は、都道府県・市区町村の統計担当課や図書館などで閲覧できます。また、総務省統計局のホームページでも調査結果を見ることができます。（ホームページアドレスURL <http://www.stat.go.jp>）

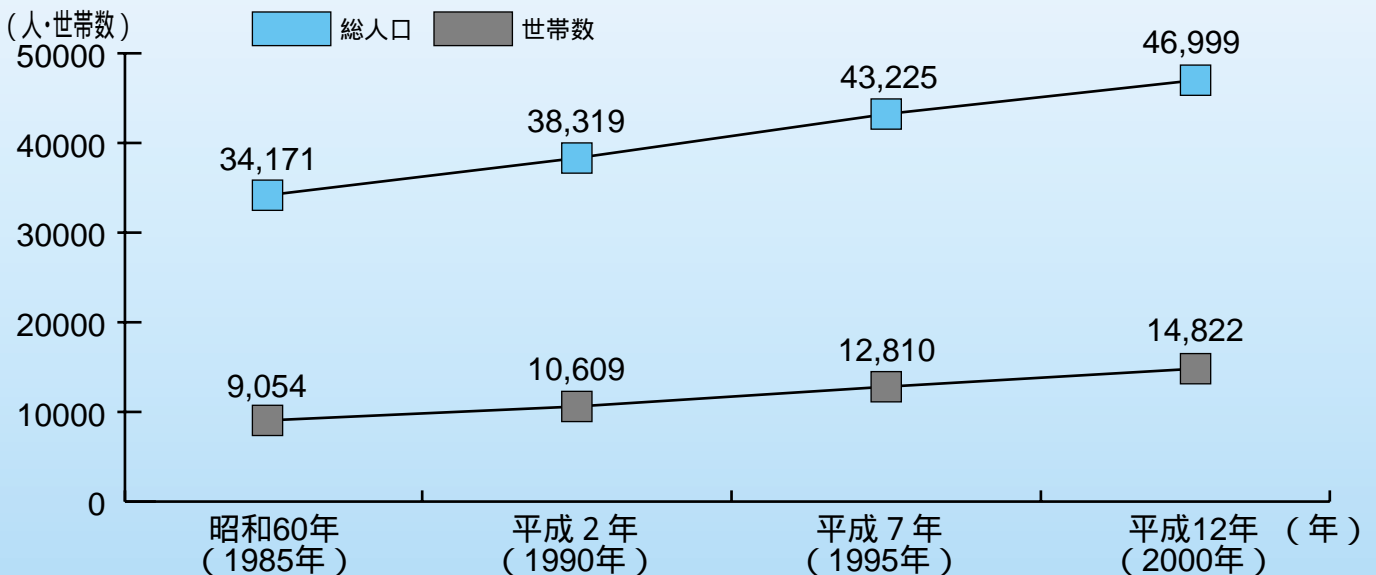


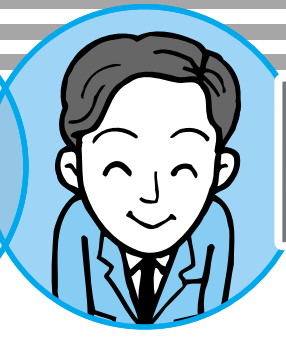
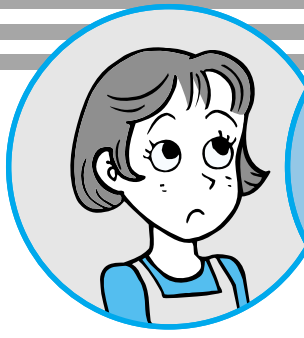
Q 調査結果はどんなことに使われるの？



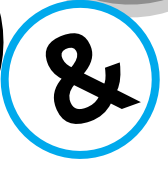
A 例えば、都道府県議会や市町村議会の議員数（の上限）の決定、地方交付税交付金の算定基準などに用いたり、都市計画や社会福祉政策、雇用対策、防災対策などを立てたりするときの基礎資料として活用します。このほかにも、将来人口の予測や人口の分析など、さまざまな分野で調査結果を使用しています。

白岡町の人口推移





国勢調査



Q 国勢調査はいつから行われているの？



A 日本で最初に国勢調査を実施したのは、今から85年の前の1920年（大正9年）です。今回実施する調査は、18回目に当たります。



Q 調査員はどんな人なの？



A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市区町村の推薦により総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。それぞれの世帯のライフスタイルに合わせ、休日などに伺う場合もあります。基本的には担当地域に居住しているかたを調査員に任命しております。調査上知り得た情報を口外することは決してありません。しかしながら、どうしても記入した内容を見られたくない場合は、封筒に封をして提出することもできます。（ただし、この場合、内容に不明な点があれば電話等で確認させていただくこともございますので、封をする際にはもう一度、記入のしかたにしたがって記入されているかご確認ください）



Q どうしても答えなければならないの？



A 回答が得られなかったり、不正確・不完全な回答だったりすると、調査の目的である統計が作成できなかったり、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため、統計法（昭和22年法律第98号）において、『回答の義務』が規定されています。しかし実際は、あくまでも皆様のご協力をいただいで初めてよい統計を作ることができます。どうかご理解いただきますようよろしくお願いします。



Q 個人情報（プライバシー）は守られるの？



A 統計法では、調査票の管理・利用について、個人情報保護法以上に厳しく制限しています。調査員が調査票の内容を他人に漏らすことはもちろん、たとえ家族であっても、目に触れることがないように厳重に保管しています。また、調査票の内容は、統計を作る目的以外に使用することは統計法で禁止され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。調査票に書かれていることが漏れることはありません。安心してご記入ください。



Q アンケートのように無記名ではいけないの？



A 申し訳ございません。調査員は一人で数十世帯を受け持ちますので、氏名を書いていたがないと、せっかく書いていただいてもその調査票がどの世帯のものかわからなくなってしまいます。また、調査票の内容については、項目同士の整合性や、未記入の箇所について確認したりすることとなっておりますので、後日お電話等をさせていただくこともございます。調査票には必ず氏名等をお書きください。また、封書で回答される場合には、調査員が直接確認できませんので、封筒の外側にお名前をご記入ください。なお、ご記入いただいた氏名は集計されることはございませんし、他のことに使われることは決してございません。